

新アリーナ整備に係る検討支援業務 基本仕様書

1 業務名

新アリーナ整備に係る検討支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

現在、民間主導で検討が進められている新アリーナについて、当該施設の整備によって創出される活力とにぎわいを、地域住民の日常生活と調和させ、エリア全体で「平和文化」を体现することができるよう、官民一体となって「オール広島」でその実現に向けて取り組むことが求められている。

本業務では、アリーナ整備に係る先進事例等を踏まえた条件整理、民間側が想定する事業スキームに対する本市の関与条件の整理など、専門的知見を活用しながら検討を深めることを目的として実施する。

4 業務内容

今後の官民による協議・検討の状況に応じて必要となる以下の業務を行い、協議資料等の作成の支援を行う。(後記「5 業務実施スケジュール(予定)」参照)

(1) 先進事例等を踏まえた現状把握・分析

アリーナ整備の検討に先立ち、全国のアリーナ整備・運用事例など、参考とすべき情報の整理・分析を行う。

また、事業スキーム(民設民営方式、負担付き寄附方式、PFI方式等)の比較検討を行うため、以下の項目等について整理を行う。

【整理項目(例)】

- ・事業スキーム図
- ・メリット・デメリット
- ・リスク分担
- ・他都市事例
- ・本事業への適用可能性

(2) 民間側が想定する事業スキームの評価

民間側が想定する事業スキームについて、今後、民間側から提示される見込みの事業計画の実現性等も踏まえた上で、有効な事業スキームであるか等の検討に係る支援を行う。

その際、当該事業スキームの説明資料として、官民の役割分担や資金の流れ、権利関係等を含めた整理を行う。

(3) 事業スキームに対する本市の関与条件の整理

民間側が想定する事業スキームに対し、本市において必要となる経費面や管理運営面等における関与条件の整理を行うとともに、民間側との協定締結に係る支援（協定書案の作成、弁護士によるリーガルチェック等）を行う。

(4) 民間側との協議支援

民間側との協議や庁内の合意形成等で使用する資料作成の支援を行うとともに、必要に応じて協議等への同席を行う。

5 業務実施スケジュール（予定）

区分	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 先進事例等を踏まえた現状把握・分析	→							
(2) 民間側が想定する事業スキームの評価	→	→	→					
(3) 事業スキームに対する本市の関与条件の整理	→ (関与条件の整理)							
	→ (協定締結に係る支援)							
(4) 民間側との協議支援	→ (随時)							

6 成果物

- ・業務実施報告書：Word 又は Excel 形式で作成し PDF 形式にまとめる（提出は各型式）
 - ・協定書案：Word 形式で作成し PDF 形式にまとめる（提出は各型式）
 - ・各回打合せ資料（随時提出）：各型式
- ※上記以外にも、発注者の求めに応じ資料を提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 本業務について、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (3) 本業務の契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成の上、発注者へ提出すること。
- (4) 打合せは、基本的にひと月に1回以上の頻度で実施するが、協議の上、市が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (5) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (6) 受託者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (7) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受

託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。

- (8) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (9) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (10) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (11) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (12) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

整備予定地

